

○松山養護老人ホーム事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例

制 定 令和2年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例（昭和33年1月17日制定）第2条において準用する松山市職員給与条例（昭和27年松山市条例第31号）第31条の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 本組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松山市条例第18号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(松山養護老人ホーム事務組合職員定数条例の一部改正)

2 松山養護老人ホーム事務組合職員定数条例（昭和49年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条に掲げる職員で、常時勤務するもの」を「松山養護老人ホーム事務組合に勤務する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関する者に限る。）及び非常勤職員を除く。）」に改める。

(松山養護老人ホーム事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 松山養護老人ホーム事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例（昭和49年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に定める」を「第1条第3号から第7号までに掲げる者については、3級の」に改め、同項各号を削る。

別表行政不服審査審理員の項を削る。